

あなたの個人情報は大丈夫？

今も続く差別身元調査

「本人通知制度」へ登録を！

「本人通知制度」とは、

住民票の写しや戸籍謄本などを、第三者に交付した際、登録した方に交付したことをお知らせする制度です。

全国各地で、住民票の写しなどを不正に取得する事件が起きています。

「本人通知制度」で、不正取得が抑止されます。

ご存じですか、本人通知制度

日田市では2013年4月1日から本人通知制度を行っています。この制度は本人の代理人や第三者に戸籍謄本や住民票などを交付したとき、本人へ通知することにより不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的としています。

日田市に住民登録されている方、日田市に本籍を有する方であればこの制度を利用できますが、事前登録が必要です。

詳細については市ホームページをご覧ください。

日田市 本人通知制度 検索



本制度の登録を希望する方は下記のいずれかの方法により申し込んでください。なお、事前に準備いただくものがありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

1. 市役所1階市民課、各振興局、各振興センター窓口へ提出
2. 郵便等により市役所へ提出
3. オンラインでの登録申請

①本人確認を顔写真付き証明書（免許証等）の画像で申請する場合



②本人確認を電子認証（マイナサイン）で申請する場合



問い合わせ 日田市役所市民課 電話 0973-23-3111（代表）
0973-22-8252（直通）